

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和3年5月11日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和3年4月28日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人入国管理国際法務協会

(2) 代表者の氏名

中津川 浩淳

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前)

浜松市中区蛸塚三丁目18番33号

(変更後)

富士宮市宮町12番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政や各種関係機関と連携して地域の国際化と地域経済の活性化を推進するため、「相互理解と共生」という理念を掲げ、広く日本人（団体）や外国人（団体）を対象として、社会教育に関する事業、国際交流に関する事業、在日外国人（団体）の支援に関する事業等を行い、地域社会で活躍できる人材の育成を図ることにより、日本の国際化に貢献すると共に地域社会の発展に寄与することを目的とする。